

ヤングケアラー支援関係課長会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府におけるヤングケアラー支援に向けた取組みを総合的に推進するため、ヤングケアラー支援関係課長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所轄する。

- (1) ヤングケアラー支援に向けた取組みの方向性の検討
- (2) ヤングケアラー支援に向けた課題認識の共有
- (3) 庁内のヤングケアラー支援に関連する取組みの進捗状況等の把握
- (4) 国・市町村等のヤングケアラー支援に関する施策の情報共有
- (5) その他ヤングケアラー支援に関して必要と認めるもの

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 会議の座長は、福祉部子ども家庭局副理事の職にある者をもって充てる。

(会議の開催)

第4条 会議は、必要に応じて事務局が招集し、開催する。

- 2 事務局は必要に応じて会議に構成員以外の者を参加させることができる。
- 3 会議の円滑な運営に資するため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局を福祉部子ども家庭局子ども青少年課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めがあるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部局名	課名
府民文化部	男女参画・府民協働課長
福祉部	福祉総務課長
	地域福祉推進室地域福祉課長
	地域福祉推進室社会援護課長
	障がい福祉室障がい福祉企画課長
	障がい福祉室地域生活支援課長
	高齢介護室介護支援課長
	子ども家庭局子ども青少年課長
	子ども家庭局子育て支援課長
	子ども家庭局家庭支援課長
健康医療部	保健医療室地域保健課長
	健康推進室健康づくり課長
商工労働部	雇用推進室就業促進課長
教育庁	教育振興室高等学校課長
	教育振興室支援教育課長
	市町村教育室小中学校課長
	市町村教育室地域教育振興課長
	私学課長